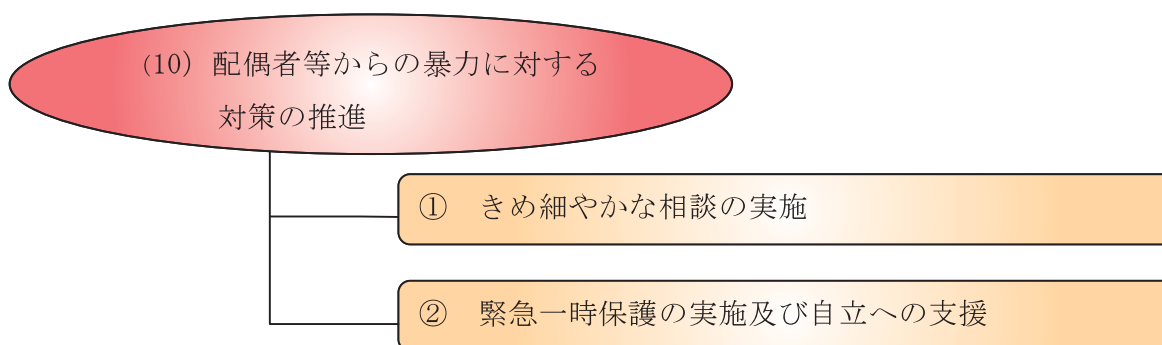


(10) 配偶者等からの暴力に対する対策の推進

配偶者等に暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現を妨げることになります。

また、その暴力や言動を見聞きする子どもに与える影響は、大きいものがあります。

このような状況を改善するため、配偶者等からの暴力や子どもに与える影響について正しい認識を持つための広報・啓発に努めるとともに、関係機関と密接に連携して被害者を支援する体制を整えます。



① きめ細やかな相談の実施

配偶者等からの暴力や子どもに与える影響について正しい認識を持つための広報・啓発に努めます。

また、関係機関と密接に連携し、きめ細やかな相談の実施により、早期発見・早期対応に努めます。

(主な施策)

- ・ 婦人相談員設置事業（再掲）
- ・ サンエールかごしま相談室の設置
- ・ 関係機関相談員研修会の開催
- ・ DV※防止庁内連絡会議の開催
- ・ 男女共同参画情報誌の発行 など

② 緊急一時保護の実施及び自立への支援

母子が配偶者等からの暴力により、緊急一時的に保護を必要とする場合に、一時保護を行うとともに、暴力を受けた母子の自立を促進するために、母子の生活の場を提供し、社会的復帰に向けて、助言・指導を行います。

また、暴力を受けた母子のカウンセリングを行うなど、精神的な支援に努めます。

(主な施策)

- ・ 県女性相談センターとの連携による一時保護の実施
- ・ 母子保護の実施
- ・ 母子生活支援施設での自立支援（社会復帰促進）事業
- ・ 子育て短期支援事業（再掲） など